

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究 委託要項

平成29年8月8日
初等中等教育局長裁定

1 趣旨

持続可能な社会の形成に参画する態度等を育むことをねらいとした、実社会における課題の解決に取り組む実践的な学習プログラムを開発し、その成果を普及することにより、各学校における取組を促し、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進する。

2 事業の内容

上記1の趣旨に基づき、教育委員会等が指定する学校（以下、「実践校」という。）において、次に示すいずれか、又は両方の類型の実践研究を実施し、学習プログラムを開発する。

なお、本事業において開発する学習プログラムとは、①年間指導計画又は単元計画、②実践事例（目標、内容、評価の規準、実際の教育活動）及び③その指導を通じた生徒の変容（生徒の変容は、レポートの内容等から読み取れる具体的な生徒の様子を示すことに加え、事前事後の意識調査などにより数値で示すことが望ましい）等を説明するものから構成するものとし、具体的には、文部科学省が示す様式に従いまとめるものとする。

【類型Ⅰ】

小学校又は中学校において、地域社会の関係者（保護者、地域住民、行政機関、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、特定非営利活動法人等）との連携を図り、地域の抱える具体的な課題の解決に取り組むことを活動内容とした学習の在り方についての実践研究を行う。

なお、研究に取り組むに当たっては、次のことを踏まえるものとする。

- ① 児童生徒が地域の具体的な課題を自分との関わりの中で捉えられるようにするための工夫及び、地域社会との連携を円滑に進めるための工夫等を明らかにする。
- ② 課題の解決に係る学習活動を通して、社会的事象等の特色や意味、理論などを含めた社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得する学習プログラムの開発を目指す。
- ③ 地域の抱える具体的な課題については、実践校において、学校が存在する地域の実情を踏まえるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた適切な課題となるようにする。例えば、地域産業の振興、子育て支援環境の整備、災害対策の充実、環境美化、多文化共生、地域社会における法やきまり（国民生活に果たす憲法の役割などを含む）などが考えられる。
- ④ 社会科、地理歴史科、公民科、技術・家庭科、家庭科、総合的な学習の時間、

特別活動、学校設定教科・科目など関係する教科等の関連付けなど、教科横断的な取組となるようにするとともに、類型Ⅱ②の区分への系統的なつながりに考慮する。

【類型Ⅱ】

高等学校において、各種の専門性を有する学校外部の人材（弁護士、税理士、社会保険労務士や、選挙管理委員会などの関係行政部局の担当者、消費生活相談員など）や地域社会の関係者との連携を図るなどしながら、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識（社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を含む）についての理解を深め、その理解をもとに社会的な課題について探究することを活動内容とした学習の在り方についての実践研究を行う。

なお、研究に取り組むに当たっては、次のことを踏まえるものとする。

- ① 社会を構成する自立した主体となるために必要な知識や、解決が求められる現実社会の諸課題を、生徒が自分自身との関わりの中で捉えられるようにするための工夫及び、学校外部の人材や地域社会との連携を円滑に進めるための工夫等を明らかにする。
- ② 社会を構成する自立した主体となるために必要な知識や、取り上げる諸課題については、実践校において、生徒の実情を踏まえて設定するが、例えば、区分ごとに次のような知識が考えられる。
 - ア 政治的主体となること
政治参加、世論の形成、国際貢献 等
 - イ 経済的主体となること
金融の働き、消費生活（消費者教育に関する内容を含む）、職業選択 等
 - ウ 法的主体となること
財政と税、社会保障、労働問題（労働関係法制を含む） 等
 - エ 様々な情報の発信・受信主体となること
情報リテラシー、メディア 等
 - オ その他の主体となること（アからエの他の主体）
- ③ 原則として、高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示）に規定する各学科に共通する各教科又は総合的な学習の時間、特別活動の各教科等のいずれかにおいて取り組む。その際、関係する教科等の内容を関連付けるなど、必要に応じて教科横断的な取組となるよう工夫すること

3 委託先

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、国立大学法人及び学校法人（以下、「教育委員会等」という。）に対して委託する。

4 指定期間及び委託期間

指定期間は原則として平成31年3月までとする。ただし、委託契約については、年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。2年目の契約においては、事業の実施状況等について確認等

を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

5 委託手続

- (1) 事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は、「事業実施計画書」（様式1-1）及び「実践研究の概要」（様式1-2）を作成し、文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、前項により教育委員会等が作成した事業実施計画書を審査委員会において審査した上で、適切な団体を選定し事業を委託する。なお、審査委員会は必要に応じ、教育委員会等に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6 事業の実施方法

- (1) 事業の委託を受けた教育委員会等（以下、「受託団体」という。）は、文部科学省に提出し採択された事業実施計画書に基づき取組を行う。
- (2) 類型Ⅰの実践研究を行う受託団体は、域内の小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）1校以上を実践校として指定する。また、類型Ⅱの実践研究を行う受託団体は、域内の高等学校又は中等教育学校（後期課程）1校以上を実践校として指定する。

7 事業実施上の留意事項

[教育委員会等]

- ① 実践校に対して、実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言を行う。
- ② 成果発表会等の開催、実践事例集の作成、インターネットによる情報提供などの取組を必要に応じて実施することにより、研究情報の共有及び研究の成果等の普及を図る。

[実践校]

- ① 実践校においては、学校と地域社会の関係者等との連絡調整等を行う「社会参画推進委員会」を置くなど、組織的に実践研究を進める。
- ② 実践校においては、学校の設置者との密接な連携の下に、その指導と助言を受けて事業を実施する。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（賃金、諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、消耗品費、雑役務費）を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。
- (2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に執行する。
- (3) 受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない

場合については、この限りではない。

- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認められたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

9 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

10 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき及び廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業が完了した日、廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式2）、事業完了決算書（様式3）及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、前項で定める事業完了報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 事業完了報告書等の様式その他の必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。

11 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記10(1)により提出された事業完了報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認められたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 前項の確定額は、事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

12 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。

- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。